

各教育局長 様

学校教育局参事（生徒指導・学校安全）

児童生徒の交通事故防止について（通知）

このことについては、これまでも指導いただいているところですが、過日、札幌市内において、自転車で下校中の高校生が、走行中の自転車と接触し、乗車していた高齢者が転倒して負傷した交通事故が発生しました。

本年 4 月 1 日からは、「北海道自転車条例」が施行され、自転車の活用及び安全な利用の推進に向けて取り組むことが求められております。

については、管内の各学校において、次の事項を指導するなどして、児童生徒の安全な自転車の利用についての指導を徹底するとともに、万が一の事態を想定した万全の備えを講じるよう、管内の道立学校及び市町村教育委員会に対し、改めて指導するようお願いいたします。

記

- 1 「自転車安全利用五則」を踏まえて、自転車を安全に利用すること。

【自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

- 2 児童生徒が交通事故の当事者となった場合には、直ちに負傷者を救護するとともに、事故の概要を警察へ通報するなど、交通事故が起きたときの応急手当と措置について指導すること。
- 3 業者と連携して事故の防止に向けた自転車の点検・整備に努めるとともに、自転車損害賠償保険等について、学校だよりや P T A の会議等を通じて、保護者に加入を薦めること。
- 4 交通安全に関する指導に当たっては、警察などの関係機関等と連携し、体験的な活動を取り入れて実施するなど、指導の充実を図ること。

○ 参考資料

- ・「安全教育実践事例集」（W e b 掲載）（平成 25 年 5 月 北海道教育委員会）
- ・「学校安全推進資料（平成 25 年度改訂版）」（平成 26 年 3 月 北海道教育委員会）
- ・「自転車利用者の交通安全 自転車を安全に乗るために」（北海道）
- ・「北海道自転車条例」（リーフレット）（平成 30 年 4 月 北海道総合政策部地域創生局地域戦略課）

（生徒指導・学校安全グループ）